

# 施策評価表（平成24年度実績評価と平成26年度方針）

平成25年10月1日

1 施策の概要					
NO 施策名	09 障害者福祉の推進	上位 政策	健康で幸せに過ごせるまち	平成25年度 の施策の位 置付け	
施策統括課 (課長名)	障害福祉課長 (秋山 悟)		関連課	障害福祉課	
対象	障害者 (児)	関連する個別 計画等	東久留米市地域福祉計画 (第2次改定版)、第3期東久留米市障害福祉計画	予定計 画事業	
施策に対する基本的な考え方 (第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進める。</li> <li>・関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスを円滑に利用できる体制づくりを進める。</li> </ul>				

2 基本事業の方向性(第4次長期総合計画より)	
(基本事業番号)基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
(09-01) 日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションの考え方を普及・啓発し、障害に対する市民の認識と理解を高める。</li> <li>・すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活を支援するためのサービスや施設などでの一時的な生活支援、住まいのバリアフリー化に対する支援などを充実するとともに、相談支援や地域社会との交流、関係機関・団体の連携、協体制の強化など、障害者を地域で支える仕組みを充実する。</li> <li>・障害者の日常生活を豊かにするため、日常生活用具、補装具の給付などを行い、利便性の向上を図る。</li> <li>・各種手当や心身障害者医療費助成、自立支援医療の助成などを通じ、経済的な負担を軽減するよう支援する。</li> <li>・予定されている法に基づく制度改革が行われた場合には、速やかに課題を整理し、施策・事業の再構築と円滑な実施を図る。</li> </ul>
(09-02) 日中活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が地域活動などに参加できるよう、関係機関や地域住民との連携、活動への支援を強化する。</li> <li>・障害者の自立のため、作業所などの日中活動を支援するとともに、障害者地域自立生活支援センター（さいわい福祉センター）と精神障害者地域生活支援センター「めるくまー」の充実に努める。</li> <li>・平成22年9月に開設した障害者就労支援室「さいわい」、「あおぞら」を中核的施設として障害者の就労を総合的に支援する。</li> </ul>
(09-03) 障害児への療育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかくさ学園での療育や相談を通じて、障害児の社会参加促進を支援する。</li> <li>・わかくさ学園の保護者会などを充実させ、障害児を持つ家庭や保護者同士がお互いに情報交換や相談などができるための交流づくりを支援する。</li> <li>・障害児を持つ保護者に対して、保護者会や面談などを実施し、障害に対する理解を深め、子育てに関する助言などのサポートの充実に努める。</li> </ul>

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績
1	対象指標	障害者手帳等を所持している市民の数(下段は精神・難病含まず)	人	6,914 (5,017)	7,285 (5,230)	7,493 (5,424)
2	成果指標	市内で暮らしている障害者手帳所持者の割合	%	99.9	98.2	98.8
3	成果指標	市民に占める障害者の割合(下段は精神・難病を含まず)	%	6.0 (4.4)	6.4 (4.6)	6.5 (4.7)
4						
5						

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	53	54	
トータルコスト	千円	2,672,520	2,833,780	
事業費(内書き)	千円	2,488,509	2,665,212	
人件費(内書き)	千円	184,011	168,568	
施策内で事業費の上位1/3を占める事務事業名	障害者日中活動系サービス事業 969,785千円 (38.9%)			

5 施策成果向上に対する事務事業の貢献度	
有効性の「高い」事務事業番号・事務事業名	有効性の「低い」事務事業番号・事務事業名
・09-01-03 障害者訪問系サービス事業 ・09-01-05 障害者居住系サービス事業 ・09-01-15 障害者日中活動系サービス事業 ・09-02-03 さいわい福祉センター通所訓練事業 ・09-02-04 さいわい福祉センター事業 ・09-03-07 児童通所支援サービス事業	・09-01-21 住居手当支給事業 ・09-02-09 身体・知的障害者相談事業

6 平成26年度施策の方針設定に際しての前提条件			
<b>市の関与の妥当性</b> <input type="checkbox"/> 市の関与を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与を軽減 説明：(市と市民の役割分担など) 予算面では、障害者自立支援法関連事業の比率が高く、実施主体が市となる事業がほとんどで、自立支援サービスの支給決定から、介護給付費の審査支払い事務まで、市の関与する事務が多い。 24年度から、支給決定プロセスの見直しが始まり、26年度までの三カ年で、障害福祉サービスの計画を、民間の相談支援事業所が当事者のニーズを聴き取って立てる方式へと（従来は市が行っていた）、順次切り換えていくことが義務付けられた。順当に進めば、市の関与が少し軽減される可能性もある。ただし、一定の関与を維持しないと逆に給付費の膨張を招いてしまう危惧もある。	<b>事業費の成り行き</b> <input checked="" type="checkbox"/> 対象増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者の行政需要増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明：(平成25年度に向けた施策コストの増減要因など) 地方分権改革一括法により、24年度から18歳以上の重度心身障害者の施設入所費及び障害児通所支援の支給事務が市町村に権限移譲されたことにより、市町村にはそれらの費用の25%の負担が加わった。そして、25年度から「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービスを受けられる障害者の範囲に難病患者が加わった。サービスを必要とする障害者の自然増と高齢化に、こうした事情が加わり、自立支援給付関連の事業費は更に拡大していくことが予想される。	<b>事業費に関する市の裁量余地</b> 事業費削減不可事業名 (市の裁量では事業費削減ができない事業) 重度脳性麻痺介護人派遣事業、障害者訪問系サービス事業、障害者居住系サービス事業、心身障害者地域自立生活支援センター事業、精神障害者地域生活支援センター事業、補装具交付事業、障害者日中活動系サービス事業、国福祉手当支給事業、更生医療事業、さいわい福祉センター通所訓練事業、さいわい福祉センター事業ほか41事業 事業費削減不可の金額(%) ※市条例は含まず 平成24年度実績 2,508,432千円 (94.1%) 市の裁量で事業費を削減できる金額(%) 平成24年度実績 156,780千円 (5.9%)	

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性	
<b>現状と課題</b> ・日常生活の支援においては、住み慣れた地域で生活を続けたいという障害者の意思に基づき、家族介護者に過大な負担を強めないよう、障害福祉サービスを提供するように努めた。また、親なき後の居住場所としてグループホーム・ケアホームの定員を、障害福祉計画に沿って増やした。また、負担の大きい医療費については、心身障害者医療費助成、自立支援医療助成、自立支援医療の助成と、手当制度の適用により、経済的負担を軽減するように支援した。障害者虐待防止法が24年10月から施行され、障害福祉課に障害者虐待防止センター機能をおき、虐待通報への対応マニュアルを策定した。虐待を予防するため、養護者を支援すること、そして障害者施設従事者への啓発などが今後の重要な課題となる。 ・日中活動の支援においては、日中活動場所の整備を進め、精神障害者の就労継続支援事業所一か所を開設し、市内の小規模事業所の新体系移行を完成させることができた。また、生活介護事業所一ヶ所の増設を支援して、建設工事着工にこぎつけた。児童については、放課後等デイサービス事業所5か所の開設に向けて支援を行い、市内で定員50名分を確保することができた。 ・一般就労に向けては、就労支援室「さいわい」と「あおぞら」では、合計で21名の障害者を一般就労に結び付ける成果をあげた。就職後の支援があるという安心感を雇用主側に与えたことが、こうした成果に繋がっている。今後は、市役所及び協力企業内での、一般就労に向けての実習の場を広げていくことが課題となる。 ・わかき学園は、公設公営の療育施設として、35名の通園者への療育にとどまらず、健康課と連携体制をとりながら、市内全域の就学前児童の発達相談へのニーズに応えてきた。発達相談室での「ひよこ」「きりん」グループでの療育指導をはじめ、相談を受けた児童の実数は250名を超えた。障害児相談支援事業所として指定を受けたので、今後は18歳までの就学児へと発達支援の幅を広げていくことが課題となる。	<b>次年度に向けた方向性</b> * 上記6の「施策の方針設定に際しての前提条件」及び「国・都の方針及び関係法規等の変化」<市民ニーズ、市の状況の変化>等を踏まえて記載” (1) 相談支援の充実 24年4月から障害福祉サービス等の支給決定プロセスが見直しとなり、指定特定障害者相談支援事業所が作成するサービス利用計画案をもとに市が支給決定する方法に3年かけて順次切り換えていかねばならない。そのためには、相談支援事業所の整備が絶対条件となるので、各法人へ取り組みを求めていく。また、障害者総合支援法により新たに障害福祉サービスの対象となる難病患者への相談支援の充実を図る。そのための専門職の拡充も課題となる。 (2) 自立支援協議会の運営 自立支援協議会のもとに設置した専門部会の活動を軌道に乗せていく。とりわけ相談支援部会の活動を、市内の相談支援専門員のスキルアップにつなげ、計画相談支援の質を高めていく。 (3) 日中活動場所の充実 「活動センターかなえ」の施設整備等によって、障害福祉計画を推進し、日中活動の場を増やしていく。そして、就労継続支援の作業内容を25年4月に施行された障害者調達推進法も活用しながら豊富化し、利用者の進路選択の幅も広がるようにしていく。 (4) 虐待に関わる通報や相談への対応を強化する 自立支援協議会とも連携し、障害者虐待に関する市民及び障害者施設従事者への啓発を進め、虐待の予防に力をいれていく。 (5) 市単独事業の見直し 27年度からの障害者計画及び障害福祉計画の改訂を前に、新計画を推進していくための財源を見出すために、市の単独事業の見直しも並行して行う必要がある。

8 全庁評価会議で示された施策の方向等	
26年度の施策位置付け 重点施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/>	<主な意見> ・総合支援法の改正に伴い、市民からの要望も多種多様に渡ってきている。負担部分との整合を図りながら、事業を進めていく。 ・精神障害は、障害施策の面だけではなく対応が難しくなっている。

9 平成26年度に向けた施策方針	
* 8 全庁評価会議で示された施策の方向等を受けて ・24年度未までに、全ての障害福祉系サービスが法内（障害者総合支援法及び児童福祉法）のサービスに移行した。この間に施設基盤整備が大きく進捗したので、今後は就労支援に力を入れるとともに、相談支援を担う相談員のスキルアップを図り支援の質の向上にも努めていく。	